

## 計画計上事業（案）

## 【重点事業の考え方】

- (1) 第2次男女共同参画行動計画，基本目標Ⅲ「男女が互いを尊重し大切に  
社会づくり」において重点事業として計上している事業
  - ・事業番号 3 DV根絶強化月間の実施
  - ・事業番号 10 相談体制の充実
  - ・事業番号 29 関係職員の窓口対応の向上
  
- (2) 市民意識調査や「配偶者からの暴力に関する調査」で市民や被害者からの  
ニーズが高く，課題として早期の取組が求められている事業
  - ・事業番号 2 若者へのデートDV防止啓発事業の実施
  - ・事業番号 5 男女共同参画啓発事業の実施
  - ・事業番号 8 相談窓口の広報活動の充実
  - ・事業番号 10 相談体制の充実
  - ・事業番号 23 共通相談シートの作成・活用
  - ・事業番号 24 子どもの心の回復に向けた交流事業の実施
  - ・事業番号 29 関係職員の窓口対応の向上
  
- (3) 被害者への支援事業で先導的な取組として考えられる事業
  - ・事業番号 18 被害者の居場所の整備
  - ・事業番号 24 子どもの心の回復にむけた交流事業の実施
  
- (4) DV対策を効果的に推進するための協働的な事業
  - ・事業番号 31 関係機関等との情報共有・連携強化
  - ・事業番号 32 民間シェルターとの連携

## 基本目標 I DVを許さない意識づくり

配偶者からの暴力（DV）は、女性の人としての尊厳を損なう人権侵害であり、暴力行為は決して許されないという意識づくりが必要です。このため、様々な機会や手段を通じて、幅広い世代を対象に、DV防止に向けた啓発を行います。

また、女性に対する暴力の背景には、性別による固定的な役割分担や経済力の格差など、男女共同参画が置かれている状況等に根ざした構造的な問題があると考えられていることから、人権教育や男女共同参画意識づくりにも取り組みます。

### ◎重点事業

施策の方向	取り組むべき施策	事業
1 DVの未然防止対策を推進する。	(1) DV防止に向けた啓発の充実	1 DV防止啓発事業の実施
		2 若者へのデートDV防止啓発事業の実施
		3◎DV根絶強化月間の実施
	(2) 人権教育や男女共同参画の意識づくりの充実	4 人権啓発事業の実施
		5◎男女共同参画啓発事業
		6 学校における人権教育・男女平等教育の実施
		7 学校における性と健康に関する教育の実施

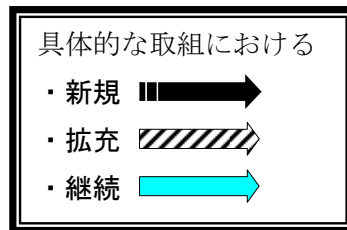
## 施策の方向1 DVの未然防止対策を推進する。

配偶者からの暴力を防止するため、様々な機会や手段を通じて、幅広い世代を対象に各種啓発事業を行い、暴力の未然防止に努めます。

### 取り組むべき施策(1)

### DV防止に向けた啓発の充実

～1人ひとりがDVについての理解を深め、暴力の潜在化を防ぎます～



事業番号	事業	具体的な取組	年度	計画期間(年度)				
			20	21	22	23	24	25
1	DV防止啓発事業の実施	①DV防止市民講座(出前講座)の開催 ・自治会やサークルなど、受講を希望する団体が準備した会場に出向き、DV防止をテーマにした講座を開催し、啓発します。						
		②DV防止講座の開催 ・男女共同参画推進センターにおいて、DV防止啓発のための講座を開催し、啓発します。						
		③DV防止リーフレットによる周知 ・DV防止リーフレットを作成し、公共施設に設置するとともに、新たに医療機関などと連携し、待合室などに配布・設置するなど、啓発機会の拡充を図ります。						
		④広報紙や市ホームページ等による啓発 ・広報紙や男女共同参画啓発誌、市ホームページ、ラジオ、ケーブルテレビなどにより、DV防止に向けた啓発を行います。						
		⑤民生委員・児童委員等への説明会の実施 ・地域で活動している民生委員・児童委員等が集まる会場に出向き、DV防止や被害者が置かれている立場などについての説明を行うとともに、被害者の発見・通報や相談窓口の案内などの協力・連携を図ります。						
2 重点	若者へのデートDV防止啓発事業の実施	①デートDV出前講座の実施 ・高校生や大学生及び教職員を対象に、デートDVについての出前講座を実施し、若者のデートDV防止に向けた啓発を行います。						
		②成人式等でのデートDV防止の啓発 ・成人式の全会場において新成人を対象に、デートDV防止リーフレットを配布し、啓発します。また、大学等にリーフレットの設置を行い、若者のデートDV防止に向けた啓発を行います。						
3 重点	DV根絶強化月間の実施	①DV根絶強化月間における集中的な啓発の実施 ・市DV根絶強化月間である11月に、街頭キャンペーンによる啓発パンフレットの配布や、市庁舎や男女共同参画推進センターなどでのパネル展示を行います。また、新たに講演会などを開催し、啓発の充実を図ります。						
		②被害者支援ボランティア等との連携による啓発 ・市DV根絶強化月間において、被害者支援ボランティア等の民間団体との連携により、街頭キャンペーンでの啓発物品の配布やパネル展示などの啓発事業を行います。						

取り組むべき施策 (2)

## 人権教育や男女共同参画の意識づくりの充実

～女性に対する暴力の背景には、固定的な性別役割意識などが背景にあることから、子どもの頃から男女平等の意識や人権尊重の意識を高めます～

事業番号	事業	具体的な取組	年度					
			20	21	22	23	24	25
4	人権啓発事業の実施	・人権擁護委員と連携し、人権問題に関する相談・啓発に対応するとともに、国や県とも連携し、パンフレットや啓発物品の配布、広報紙などにより、人権啓発を行います。						
5 重点	男女共同参画啓発事業の実施	①男女共同参画推進月間における啓発の実施 ・10月を「うつのみや男女共同参画推進月間」とし、「ときめく未来へ参画会議」の開催、市庁舎や男女共同参画推進センターなどにおいてパネル展示をするなど、集中的に啓発事業を実施するとともに、その内容の充実を図ります。						
		②男女共同参画に関する情報提供 ・男女共同参画啓発誌「ばーとなーしっぶ」、「男女共同参画推進センターだより」の発行や、広報紙・ホームページ等による情報発信、情報コーナーの設置などにより、男女共同参画に関する情報を提供することにより、啓発を行います。						
		③ふれあいのある家庭づくり事業の実施 ・「家庭の日」を題材としたイラストや川柳などの作品コンクールを実施し、入賞作品を作品集や啓発物品に活用するなどして、「ふれあいのある家庭づくり事業」を推進します。						
6	学校における人権教育・男女平等教育の実施	①人権・男女平等教育の推進 ・学校教育の場で、各学年において道徳や社会科などの学習を通じて、人権の尊重や、男女平等の理解及び男女の協力についての教育を実施します。						
		②教育参考資料「かがやき」の活用 ・全小学5年生と教職員に教育参考資料「かがやき」を配布し、授業などで活用するほか、ゲームや紙芝居などを交えながら、「かがやき」の内容の理解を深める出前講座を実施するなどして、小学生の男女共同参画意識の醸成を図ります。						
		③教職員を対象にした人権教育の研修 ・各学校の人権教育主任の教員が、本市や県が開催する人権教育研修会において、人権尊重や男女平等意識の醸成等について学ぶことにより、人権教育・男女平等教育の充実を図ります。						
7	学校における性と健康に関する教育の実施	①性教育サポート事業の実施 ・中学3年生を対象に、産婦人科医が講話する「性教育サポート事業」を全校で実施し、性に関する正しい知識を身につけます。						
		②中学・高校生を対象とした性と健康に関する健康教育の実施 ・市職員が中学校・高校等に出向き、「性といのちに関する健康教育出前講座・エイズ予防出前講座」を実施し、性に関する正しい知識の教育と、エイズを含む性感染症の予防教育を行います。						

## 基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり

本市が行った被害者へのアンケート調査結果では、DVについての相談をしようと思ったときに最も困ったこととして、「どこへ相談したらいいのかわからなかった」と答えた人が約6割と、最も多い回答となりました。

このため、1人でも多くの被害者に相談機関の存在を知ってもらえるよう、より一層、相談窓口の周知に努める必要があります。

また、複雑で困難な相談内容に対しても適切な対応ができるよう、相談員の質の向上を図るなど、相談体制を充実するとともに、言葉や生活習慣の違いから幾重にも問題を抱えている外国人被害者や障がいのある被害者などが相談しやすい体制を整備する必要があります。

このようなことから、加害者からの追跡の恐れがある被害者とその子どもの安全確保するため、関係機関と連携をとりながら、一時保護に向けて迅速に対応します。

◎重点事業

施策の方向	取り組むべき施策	事業
2 相談体制の充実を図る。	(3) 相談窓口の周知の強化	8◎相談窓口の広報活動の充実
		9 外国人に対する相談窓口の周知
	(4) 配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実	10◎相談体制の充実
		11 外国人等への相談の配慮
		12 法的手続等における助言・支援

## 施策の方向2 相談体制の充実を図る。

被害者が安心して相談できる窓口を、様々な機会や手段を活用して周知します。

また、相談時には適切な対応がとれるよう、相談員の資の向上のための研修を充実するとともに、外国人被害者や障がいがある被害者に配慮した相談機能の充実に努めます。

### 取り組むべき施策 (3)

## 相談窓口の周知の強化

～どこに相談してよいか分からない被害者に、安心して相談できる窓口があることを周知します～

事業 番号	事業	具体的な取組	年度	計画期間(年度)				
			20	21	22	23	24	25
8 重点	相談窓口の広報活動の充実	①広報紙・リーフレット等による相談窓口の周知 ・市民を対象に、広報紙・リーフレット・ホームページ等を使って、相談窓口を広く周知します。						
		②医療機関への啓発・相談先リーフレット配布及び連携 ・市内医療機関に啓発・相談先リーフレットを新たに配布するとともに、医療機関と連携し、被害者の通報、相談窓口の紹介等の協力を依頼します。						
		③公共施設等へのDV防止ステッカー貼付 ・公共施設の女性トイレ等にDV防止ステッカーを貼り付け、相談窓口を周知します。また、関係機関や医療機関等との連携を図りながら、DV防止ステッカーの貼付施設数を増やします。						
		④(再掲)民生委員・児童委員等への説明会の実施 ・地域で活動している民生委員・児童委員等が集まる会場に向き、DV防止や被害者が置かれている立場などについての説明を行うとともに、被害者の発見・通報や相談窓口の案内などにおいて、連携を図ります。						
9 新規	外国人に対する相談窓口の周知	・国際交流プラザと連携し、外国人向けの多言語リーフレットを新たに作成し、外国人への相談窓口の周知を図ります。						

取り組むべき施策（4）

## 配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実

～相談時の安全を確保しながら、被害者が抱えている個々の事案に応じて、適切な助言や支援を行います～

事業番号	事業	具体的な取組	年度 計画期間(年度)					
			20	21	22	23	24	25
10 重点	相談体制の充実	①防犯カメラ・防犯ベルの設置 ・相談者の安全に配慮するため、相談窓口には防犯カメラ・防犯ベルを設置します。						
		②無料法律相談の実施 ・配偶者との離婚や調停など、法的な支援が必要な被害者を対象に、女性弁護士が無料法律相談を実施します。						
		③無料カウンセリングの実施 ・相談時における心のケアが必要な被害者を対象に、女性カウンセラーによる無料カウンセリングを実施します。						
		④相談員の質の向上 ・相談員がより適切な相談を行うとともに、困難を抱えた事例にも対応できるよう、相談員の専門研修会への派遣や、スーパーバイザーによる研修を実施します。また、臨床心理士等の資格を持つ相談員の配置を検討します。						
11	外国人等への相談の配慮	①外国人に配慮した相談の実施 ・国際交流プラザと連携し、通訳者を介した相談体制を整えることで、言葉の壁を持つ外国人に配慮した相談を実施します。						
		②高齢者に配慮した相談の実施 ・高齢者に配慮した相談を行うとともに、高齢者の相談窓口と連携し、迅速な対応を図ります。						
		③障がい者に配慮した相談の実施 ・身体・知的・精神などの障がいのある被害者に配慮した相談を行うとともに、障がい者の相談窓口と連携し、迅速な対応を図ります。						
12	法的手続等における助言・支援	①保護命令申立てに関する助言・支援 ・裁判所に保護命令を申し立てるにあたり、申立方法や記載方法について助言や支援を行います。						
		②法的手続きに必要な「来所相談証明書」の発行 ・法的手段等、必要に応じて、被害者からの相談を受けたことを証明する「来所相談証明書」を配偶者暴力相談支援センターが発行します。						
		③(再掲)無料法律相談の実施 ・配偶者との離婚や調停など、法的な支援が必要な被害者を対象に、女性弁護士が無料法律相談を実施します。						

## 施策の方向3 被害者の安全を確保する

被害者の一時保護に向けて、警察や婦人相談所などの関係機関と連携をとりながら、被害者とその子どもの安全確保を図ります。

施策の方向	取り組むべき施策	事業
3 被害者の安全を確保する。	(5) 緊急時における被害者の安全確保	13 警察との連携強化
	(6) 一時保護における関係機関との連携	14 県婦人相談所との情報共有・連携強化
		15 一時保護者への支援

### 取り組むべき施策 (5)

#### 緊急時における被害者の安全確保

～加害者から暴力を振るわれ、危険を感じ逃げてきた被害者とその子どもの身の安全を確保します～

事業番号	事業	具体的な取組	年度	計画期間(年度)					
			20	21	22	23	24	25	
13	警察との連携強化	・市配偶者暴力相談支援センターにおいて、警察と連携しながら、加害者から追跡される危険のある被害者とその子どもの緊急時の安全を確保します。							

### 取り組むべき施策 (6)

#### 一時保護における関係機関との連携

～追跡される危険がある被害者と子どもの安全を確保し、一時保護施設と連携しながら、速やかな一時保護につなげます～

事業番号	事業	具体的な取組	年度	実施時期(年度)					
			20	21	22	23	24	25	
14	県婦人相談所との情報共有・連携強化	・県婦人相談所と連携し、被害者の状況に関する情報共有を図り、被害者とその子どもの円滑な一時保護につなげます。							
15	一時保護者への支援	・一時保護施設である県婦人相談所まで、市配偶者暴力相談支援センターの相談員が一時保護者(被害者とその子ども)に同行、助言を行い、速やかな一時保護につなげます。							



## 基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援体制づくり

被害者は、加害者と離れ、自立に向けた新しい生活を始めるにあたり、就労や住宅の確保、心身の不調など様々な困難を抱えており、被害者1人ひとりの状況に応じて、各種の支援を行う必要があります。

また、被害者へのアンケート調査結果によると、被害者の子どもの約8割が「DVを知っていた」ことから、心に深い傷を負った被害者の子どもに対し、心のケアなどの支援を行う必要があります。

さらに、被害者とその子どもが、地域において、心身ともに安定し、自立した生活を送れるよう、自立支援体制の整備を行います。

### ◎重点事業

施策の方向	取り組むべき施策	事業
4 被害者の自立支援の体制をつくる。	(7) 被害者の自立に向けた各種情報の提供	16 就労・日常生活・各種手続等の情報提供
		17 行政情報等の充実
	(8) 被害者の自立に向けた各種生活支援	18◎被害者の居場所の整備
		19 住宅確保に向けた支援
		20 就労準備に向けた支援
		21 心と体の健康回復に向けた支援
		22 福祉施策等を活用した支援
		23◎共通相談シートの作成・活用
	(9) 被害者の子どもの心のケアや発育・就学等に関する支援	24◎子どもの心の回復に向けた事業の実施
		25 子どもの心のケア・発達支援のための関係部署・関係機関との連携
		26 就学における支援と配慮
		27 保育園入所における配慮
28 保育士対象のDV防止研修の実施		

## 施策の方向4 被害者の自立支援の体制をつくる。

被害者とその子どもができるだけ早く自立した生活を送れるよう、各種情報の提供や、自立に向けた各種生活支援などに取り組みます。

### 取り組むべき施策 (7)

#### 自立に向けた各種情報の提供

～関係機関と連携し、被害者に役立つ様々な情報を提供することで、被害者の早期自立につなげます～

事業番号	事業	具体的な取組	年度	計画期間(年度)					
			20	21	22	23	24	25	
16	就労・日常生活・各種手続等の情報提供	・母子家庭等就業・自立支援センター等の関係機関等と連携し、就職情報、日常生活や子育て等の情報について、市配偶者暴力相談支援センターの相談員が情報を提供します。							
17	行政情報等の充実	①情報コーナーの設置による情報提供 ・被害者の居場所に情報コーナーを設置し、司法手続き、行政情報(市営住宅、児童扶養手当)等の各種情報の提供を更に充実します。							
		②行政手続等に関する相談会の実施 ・被害者の自立支援事業の開催等にあわせ、市配偶者暴力相談支援センター相談員等が、行政手続等に関する相談会を実施することで、情報提供機会の充実を図ります。							



事業 番号	事業	具体的な取組	年度	計画期間(年度)					
			20	21	22	23	24	25	
23 重点 新規	共通相談シートの作成・活用	・被害者の状況や必要に応じて、相談員が庁内手続における同行支援を行います。その際、共通相談シートを新たに作成し、行政手続を円滑に行うとともに、関係部署との情報の共有・連携と被害者の二次被害防止を図ります。							

取り組むべき施策 (9)

被害者の子どもの心のケアや発育・就学等に関する支援

～被害者の子どもの心身の健康を取り戻すとともに、安定した日常生活や学校生活などを送れるよう支援を行います～

事業 番号	事業	具体的な取組	年度	計画期間(年度)					
			20	21	22	23	24	25	
24 重点 新規	子どもの心の回復にむけた交流事業の実施	・被害者の子どもが、保育士・支援者等とのふれ合いや、被害者の子ども同士の交流を通じて、安心できる大人や友人の存在を確認し、心の回復につなげます。							
25	子どもの心のケア・発達支援のための関係部署・関係機関との連携	①関係機関との連携による子どもの心のケア・発達支援 ・子どもの心のケアや発達支援に関する相談に対応するとともに、必要に応じて児童相談所などの関係機関等を案内します。							
		②教育センターによる子どもの心のケアと発達支援 ・教育センターにおいて、子どもの心のケアと発達に関する悩みに対応します。							
26	就学における支援と配慮	①学校諸経費の一部援助 ・所得状況等を踏まえ、学用品、給食、校外活動の諸経費の一部を援助します。							
		②転入学手続の配慮 ・被害者の子どもの転入・転校における各種手続や個人情報の取り扱いに配慮します。							
		③学校における被害者の子どもへの配慮 ・個人情報の取り扱いや被害者の子どもの心のケアの重要性について、パンフレットの配布や通知により、学校に周知します。併せて養護教諭などを対象に、DVに関する啓発研修の実施を検討します。							
27	保育園入所における配慮	・被害者が安心して就労できるよう、市内保育園の優先入所に配慮します。							
28	保育士対象のDV防止研修の実施	・市保育士を対象に、男女共同参画意識を高める研修とともに、新たに、子どもの心のケアの重要性についても研修を実施します。							

## 基本目標Ⅳ DV対策の推進体制づくり

DV防止の啓発、被害者の安全確保や一時保護、自立支援等を行うためには、関係機関相互の協力・連携や、行政機関と民間団体等が協働で取り組むことが必要です。

市ではDV対策を総合的・効果的に推進できるよう、庁内関係部署、関係機関等との連携強化を図ります。

### ◎重点事業

施策の方向	取り組むべき施策	事業
5 関係機関等と連携・協働により、DV対策を推進する。	(10) 関係部署・関係機関等との連携強化	29◎関係職員の窓口対応向上
		30 関係部署との情報共有・連携強化
		31◎関係機関等との情報共有・連携強化
	(11) 民間団体等との連携と協働	32◎民間シェルターとの連携
		33 被害者支援ボランティアとの連携

## 施策の方向5 関係機関等と連携・協働により、DV対策を推進する。

DVの防止から、被害者の安全確保、一時保護、自立支援などを行うためには、様々な関係機関等との連携・協働により推進することが必要です。

### 取り組むべき施策（10）

#### 関係部署・関係機関等との連携強化

～関係部署・関係機関等との連携により、情報を共有することで、被害者に対して的確で迅速な対応や、効率的・効果的なDV対策に取り組めます～

事業 番号	事業	具体的な取組	年度	計画期間(年度)					
			20	21	22	23	24	25	
29 重点	関係職員の窓口対応の向上	①関係職員に対する2次被害防止研修の実施 ・行政相談窓口での2次被害を防止するための研修を、関係職員を対象に新たに実施します。							
		②被害者対応マニュアルの作成 ・関係職員が適切な対応ができるよう、相談時の対応や関係機関との連携・流れを新たに明記し、既存のマニュアルの内容を充実します。							
30	関係部署との情報共有・連携強化	・庁内の関係部署から成る「DV防止庁内連絡調整会議」を開催し、事例の検討や取組課題の解決を図るとともに、更なる連携を強化します。							
31 重点	関係機関等との情報共有・連携強化	・警察、婦人相談所、民間シェルターなどの関係機関から成る「DV対策関係機関ネットワーク会議」を開催し、事例検討や取組課題の解決を図るとともに、更なる連携を強化します。また、地域で活動する民生委員や児童委員、医療機関との連携強化を図り、被害者の発見・通報、相談窓口の紹介等の協力を呼びかけます。							

取り組むべき施策 (11)

## 民間団体等との連携と協働

～官民が協働でDV対策に取り組むことにより、互いの特性を活かしながら、被害者へ継続的で質の高い支援を行います～

事業 番号	事業	具体的な取組	年度	実施時期(年度)				
			20	21	22	23	24	25
32 重点	民間シェルターとの 連携	①民間シェルターの運営費助成 ・民間シェルターの運営費の支援を通して、被害者の保護を行います。						
		②被害者の自助グループ活動費の助成 ・民間シェルターが実施する自助グループ活動費の支援を通して、被害者の自立支援を行います。						
		③自立支援事業等における連携 ・自立に向けたカウンセリングの実施、就労支援のためのIT講座の開催など、民間シェルターと連携し、自立支援事業に取り組みます。また民間シェルターと連携し、DV根絶強化月間におけるパネル展示などの啓発事業を行います。						
33	被害者支援ボラン ティア等との連携	①被害者支援ボランティアの育成 ・DV防止啓発講座などを通じて、参加者が支援者としてできることは何かについて働きかけ、被害者支援ボランティアの育成に努めます。						
		②(再掲)被害者支援ボランティア等との連携による啓発 ・市DV根絶強化月間において、被害者支援ボランティア等の民間団体との連携により、街頭キャンペーンでの啓発物品の配布やパネル展示などの啓発事業を行います。						